

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	道路法等の一部を改正する法律案（④更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	道路整備特別措置法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の必要性に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の必要性について、「更新財源に関しては、建設や維持管理と同様、高速道路の利用者による負担を基本とするとともに、更新により将来世代を含め長期にわたり構造物の使用が可能になることを踏まえれば、各世代の負担の平準化を図るべきであることから、将来世代の料金収入に負担を求める必要がある」と記載されていますが、継続して料金を徴収することができる期間を現行の料金徴収期間の満了後、最長15年としている理由を御教示ください。

○ 国土交通省の説明

首都高速道路株式会社において試算した結果によれば、更新の概算事業費は、維持管理上の問題や損傷状況等を精査し、全線の構造上、特に重大な損傷が発見されており、大規模更新又は大規模修繕を実施しなければ通行止めなどの可能性が高い箇所限定して約6,300億円の財源を捻出する必要があることから、現行料金水準を維持することとすれば、建設債務の償還満了後の料金徴収期間は15年程度必要となるとしている。

なお、老朽化等の現状等から首都高速道路株式会社の料金徴収期間が最も長いと試算されているが、法定の料金徴収期間については全高速道路会社の上限を定めるものであり、各社の料金徴収期間は、今後各社で精査の上、改正道路整備特別措置法に基づき大臣が認可する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の業務実施計画に定められることとなる。